

ラコン通信

トータル人事労務管理をサポートする・・・
社会保険労務士 ヒライ労働コンサルタント
〒500-8207 岐阜市日野北 5-8-13
TEL 058 (247) 0777 / FAX 058 (247) 0711
e-mail info@lacon.co.jp / HP www.lacon.co.jp

令和 7 年 9 月号

最低賃金 岐阜県は 64 円引き上げ 1,065 円へ

ー 岐阜地方最低賃金審議会の答申 ー

岐阜地方最低賃金審議会は、最低賃金を 6 4 円増額の 1, 0 6 5 円に引き上げるよう岐阜労働局長に答申しました。中央最低賃金審査会が、今年度の改定額の目安を 6 3 円としたことを受け、岐阜地方最低賃金審議会は労使の要望を調整し、目安額から 1 円多い 6 4 円引き上げる案を決議しました。

発効年月日は、1 0 月 1 8 日の予定です。

【 令和 7 年度 地域別最低賃金 改定予定額 】

都道府県名	最低賃金時間額（円）	引上げ予定額（円）	発効予定年月日
岐阜	1, 0 6 5 （1, 0 0 1）	6 4	令和 7 年 1 0 月 1 8 日

※括弧書きは、令和 6 年度地域別最低賃金額

◇適用される対象者は？

最低賃金は、雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されます。

◇対象となる賃金は？

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【 最低賃金の対象とならない賃金 】

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後 1 0 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◇最低賃金のチェック方法は？

日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

その他の都道府県については、現在、各地方最低賃金審議会で、中央最低賃金審議会の答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われており、順次発表となります。

各都道府県の引上げ額の目安は、A ランク 6 3 円、B ランク 6 3 円、C ランク 6 4 円となっています。

	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	6 3 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	6 3 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	6 4 円

改正育児・介護休業法 10 月に施行される事項

昨年 5 月に改正育児・介護休業法が成立しました。

今年 4 月から段階的に施行されていますが、今月号では 1 0 月から義務化される事項について、取り上げたいと思います。

【 改正の概要 】

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

（1）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、始業時刻等の変更、テレワークなど、5 つの選択して講ずべき措置の中から、2 つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から 1 つを選択して利用することができます。

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3 歳未満の子を養育する労働者に対して、子が 3 歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

（1）妊娠・出産等の申出時と子が 3 歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

先端労働法講演会のご案内

本講演会ですが、今年は 1 0 月に OKB ふれあい会館にて開催する運びとなりました。

労働の現場では、相変わらず労働法への対応、賃上げ、人材の確保等への実務対応に苦慮されていることと思われます。このため先端労働法講演会ではテーマを「退職金、賃金、育児・介護休業法」としました。今年も労働分野に強い久屋総合法律事務所のご協力も得て、退職金制度について学びます。

講演会は、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、労働の現場で相談が多い問題を取り上げる予定です。ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

記

日 時 ： 2025 年 10 月 9 日（木） 受付 午後 1 時 45 分
開始 午後 2 時 00 分 ～ 4 時 15 分
会 場 ： OKB ふれあい会館 3 階 302 大会議室 岐阜県岐阜市藪田南 5 丁目 14-53
参加費 ： 無料
演 題 ： 経営者のための先端労働法 ー退職金、賃金、育児介護休業法ー
「退職金不支給事案等に関する最新の労働判例」
「改正育児介護休業法のポイント」
「企業視点で考える働き方改革パート 2 ー 賃金を中心に ー」

☆ 毎年 1 0 月から最低賃金が改定となります。発効年月日以降の労働分について変更する必要がありますので、ご注意ください。

鉛筆子

